

令和4年



とまり

議会だより



泊村成人式（令和4年1月9日：泊村公民館）

No.183

令和4年2月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 宇留間文宣

〒045-0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7
TEL 0135-75-3451

令和
3年

第4回 定例会

会期 12月10日～14日



行政報告をする高橋村長

行政報告

高橋村長

令和3年第4回泊村議会定例会は、去る12月10日に招集され、会期を14日までの5日間と定め、開会日の10日は、議長の諸般の報告と村長から第3回定例会以降の行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、人事案件1件、専決処分1件の承認を審議採決し、その他の議案9件について提案理由の説明を受けました。

14日は、一般質問が行われた後、議案9件の審議採決と追加議案1件、意見書案1件を審議採決をし、全日程を終了し、閉会しました。

令和2年度後志広域連合各会計及び一部事務組合に係る決算について
(別記資料参照)

後志広域連合の一般会計につきましては、歳入総額の欄から歳出総額を差し引きまして、差引総額2,131,337円となり、翌年度へ繰越しとなります。

国民健康保険事業特別会計は、差引総額117,479,946円となり、翌年度へ繰越しとなります。

介護保険事業特別会計は、差引総額228,976,422円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについては、令和3年11月30日開催の第2回後志広域連合議会定例会で認定済みであります。

岩内・寿都地方消防組合の令和2年度会計決算につきましては、差引総額51,271,445円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについても、令和3年11月8日開催の第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会で認定済みであります。

○令和2年度後志広域連合一般会計及び特別会計決算

令和3年11月30日開催		第2回後志広域連合議会定例会で認定済		
区 分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備 考
一般会計	185,396,709	183,265,372	2,131,337	翌年度へ繰越
国民健康保険事業特別会計	7,099,910,421	6,982,430,475	117,479,946	翌年度へ繰越
介護保険事業特別会計	6,579,421,159	6,350,444,737	228,976,422	翌年度へ繰越

○令和2年度岩内・寿都地方消防組合会計歳入歳出決算

令和3年11月8日開催		第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会で認定済		
区 分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備 考
岩内・寿都地方消防組合	1,340,940,627	1,289,669,182	51,271,445	翌年度へ繰越

○令和2年度岩内地方衛生組合一般会計歳入歳出決算

令和3年11月8日開催		第2回岩内地方衛生組合議会定例会で認定済		
区 分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備 考
岩内地方衛生組合一般会計	502,433,048	452,313,302	50,119,746	翌年度へ繰越

岩内地方衛生組合の令和2年度会計決算につきましては、差引総額50,119,746円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについては、令和3年11月8日開催の第2回岩内地方衛生組合議会定例会で認定済みであります。

令和3年度泊村原子力防災訓練の実施結果について

今年の原子力防災訓練につきましては、10月28日に実施され、新型コロナウイルス

とまり議 会だより

ウイルスの感染症拡大防止の観点から北海道と協議し、住民参加は見送ることとしました。

訓練内容につきましては、国・北海道・関係町村等をテレビ会議システムで繋ぎ、災害対策本部の運営を行う意思決定訓練も実施したところであり、併せてオフサイトセンターに設置された現地本部に副村長及び職員を派遣し、当日付与される訓練想定に従ったブラインド訓練にも参加を致しました。

また、独自訓練として、原子力災害時に必要な基礎知識等を習得することを目的に職員へ原子力防災講習会を実施し、さらには、小学校の教職員、中学校の生徒・教職員にも講習会を実施したところであります。

今回の訓練の検証を進め、道をはじめとする関係機関と次回の訓練に向けての改善点等を反映できるよう意見交換や協議をし、より良い訓練となるよう努めてまいります。

また、今後におきましても、訓練を重ね、防災意識の高揚と防災対策に関する理解促進に一層取り組んでまいります。

北海道日本ハムファイターズ179市町村応援大使について

この企画は、ファイターズの選手が道内市町村の応援大使を務め、観光P

Rなどを行う企画として、2013年シーズンからスタートし、2022年で事業完了となりますが、泊村においては、このたび2名の選手が応援大使を務めていただくことになりました。

2名の応援大使は、11月30日のファンフェスティバルにおいて、捕手の宇佐美真吾選手と内野手の佐藤龍世選手が発表されました。

宇佐美選手は、2016年に読売ジャイアンツにドラフト4位に指名され、2019年途中からファイターズに移籍しました。

佐藤選手は、2019年に埼玉西武ライオンズにドラフト7位に指名され、今年2021年途中からファイターズに移籍しました。

特に、佐藤選手は、厚岸町出身で、北海道高校に進学後は4番打者を務めるなど、北海道出身の選手であります。

球団との詳細な打ち合わせは今後になります。両選手には、本村のPRや交流イベント参加などを期待しております。村としても応援ツアーや村の特産品をPRできるうまいっしょグラブPへの参加、両選手の等身大パネル、懸垂幕を作成するなど、村を挙げて両選手、そして、北海道日本ハムファイターズを応援するとともに、村の活性化に取り組んでまいります。

泊村スポーツ大使について

泊村スポーツ大使につきましては、委嘱の経緯等、9月の定例会でご報告させていただきました。先般11月27日にスポーツ大使であるレッドイーグルス北海道の橋本選手の公式戦の試合観戦と応援に泊ブルーマリナーズシャークスの選手をはじめ保護者、チーム関係者、役員職員の総勢55名で苫小牧市の白鳥王子アリーナへ行ってまいりました。

当初は、今シーズンの開幕戦に応援を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言や緊急事態措置が発令されていたことから延期をしておりましたが、今般解除となったことから実施したところであります。

試合当日は、泊ブルーマリナーズシャークスの子供たちが、レッドイーグルス北海道の選手を入場する際にエスコートし、また、当日は、橋本選手が本村のスポーツ大使、そして、岩内町の観光大使を務めていることから、私と岩内町長で、野球で言えば始球式にあたる記念フェイスオフをしたところであります。

試合終了後には、橋本選手の配慮によりまして、観客が帰った後に、子供たちとリンクで写真撮影をするなど、子供たちにとっては良い思い出になったことと思います。

今回実施しました応援ツアーにつきましては、今後も継続して実施してま

いりたいと考えており、次回からは広く村民の皆様にも周知をし、参加者を募り実施してまいりたいと考えております。



レッドイーグルス北海道 橋本選手の公式戦 観戦風景

新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について

3回目の接種については、1・2回目を接種した18歳以上で2回目の接種から8ヶ月以上経過した方が対象でありまして、泊村においても、前回同様、茅沼診療所で接種を予定しており、希望者の方には送迎を行う予定であります。

接種については、まず医療従事者が今月の接種を岩内町の医療機関で予定しており、その後、来年の2月中旬頃から高齢者の皆様から順次接種を開始する予定であります。

ご案内の文書につきましては、1月中旬より、順次対象時期が近づいた方から送付をさせていただきます。

なお、新聞やテレビ等で、政府において接種間隔の前倒しについても検討されていることから、それらの情報の収集と対応についても検討をしているところであります。

村としても、茅沼診療所をはじめとする関係機関と協議をしたうえで、迅速な接種ができるよう努めてまいります。

教育行政報告

高山教育長

学校教育関係

【学校行事】

10月15日に泊中学校文化祭が開催されました。

今年、伝統の「泊中ソーラン」と全校合唱に絞って実施をされました。

11月13日には、泊小学校学習発表会が開催されました。

一生懸命に練習した多彩な劇が披露されていました。

また、感染症対策のため、一家庭4名までの入場制限をさせていただき、学年毎の入れ替え制としました。

社会教育関係

10月30日から31日まで、泊村公民館で第35回泊村公民館まつりを実施致しました。

小中学生及び一般の方の絵や書・菊花・短歌・手芸品など200点あまりが展示され、訪れた方々の目を楽しませていました。

また、ハロウィンにちなんだ工作体験やお菓子作りなども企画され、健康支援課による健康維持に関する展示も

同時に開催されました。

村内の小学6年生を対象に、姉妹町村である愛媛県伊方町を訪問する「泊村子供親善大使派遣事業」を2年ぶりに実施しました。

本来は、夏休み期間中に実施しておりますが、緊急事態宣言の解除を待って、11月20日から3泊4日で伊方町を訪問し、当町の6年生との交流やミカン畑でのミカン狩り体験や広島市の平和記念資料館などを見学し、元氣いっぱい務めを果たして帰ってきました。

今年27日には、伊方町の6年生20名が本村を訪れる予定で、スケート体験などで交流を図ることにしています。

泊中学校3年生の進路希望状況

来春、泊中学校を卒業される12名の12月7日時点の進路希望状況についてですが、公立高校では、岩内高校に2名、俱知安高校に2名、真狩高校に1名、苫小牧市の高等専門学校に1名、私立高校では、札幌市に5名、特別支援学級では、札幌高等養護に1名となっております。

自分の進路をしっかりと見定め、希望通りの進学できるようにご祈念申し上げます。

社会教育施設の利用状況(11月末現在)

【とまりアイスセンター】

利用者数 7,865名
前年度対比 512名増

【鯨御殿とまり】

入館者数 1,108名
前年度対比 350名減

【とまりカブトラインパーク】

利用者数 2,210名
前年度対比 386名増

審議した議案

人権擁護委員候補者の推薦について………原案同意

人権擁護委員候補者として、大橋芳之氏の再推薦について、満場一致で同意されました。

報告

専決処分

専決処分の承認を求めることについて(令和3年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第4号))………原案承認
歳出のみの補正で、8月19日未明に

姉妹町村であります愛媛県伊方町の亀ヶ池温泉が落雷により火災が発生し焼失したことに對する見舞金として、特に緊急を要したため、議會を招集する時間的余裕がなかったことから、補正予算を専決処分したものです。

【歳出】

- ・財政調整基金積立金
1, 000, 000円減
- ・伊方町亀ヶ池温泉火災による焼失に對する見舞金
1, 000, 000円増

条例改正

- 泊村職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決
 - 泊村議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………原案可決
 - ……………原案可決
- 以上2件は、職員の給与及び議會議員の報酬等を令和4年4月分から口座振替の方法により支払いを行うことから、それぞれ条例においても必要な事項を定めるための条例の改正です。

泊村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について…原案可決

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設等が行う事業に係る諸記録の作成等を電磁

的記録により行うことができることとするほか必要な事項を定めるための条例の改正です。

泊村介護サービス条例の一部改正について……………原案可決

泊村介護サービス条例の施行に關し、泊村介護サービス施行規則により必要な事項を定めていますが、サービス利用に係る契約書については、各事業所は個別の契約様式を用いて利用者と契約を交わしていること、また、実費に相当する費用の額についても、それぞれ他の規則等で定められており、必要性が低いことから、本施行規則を廃止することに伴い、所要の条例の改正を行うものです。

泊村国民健康保険税条例の一部改正について……………原案可決

令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、9月10日に政令により地方税法に關連規定が追加されたことに伴う条例の改正です。

補正予算

令和3年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第5号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ29, 960千円を増額補正し、総額5, 114,

181千円としました。

また、俱知安厚生病院整備費用負担金について債務負担行為の設定をしました。

【歳入の主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症接種対策費事業費国庫負担金
2, 098, 000円増
- ・新型コロナウイルス感染症接種体制確保事業国庫負担金
2, 432, 000円増
- ・土地売却収入
55, 121, 000円増

【歳出の主なもの】

- ・土地開発基金積立金
17, 507, 000円増
- ・健康管理システム改修委託料
4, 725, 000円増
- ・新型コロナウイルスワクチン接種委託料
2, 099, 000円増

・企業振興促進建設費助成金
20, 000, 000円増

令和3年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)…原案可決

歳入歳出それぞれ7, 229千円を減額補正し、総額640, 068千円としました。

【歳入の主なもの】

- ・一般会計繰入金
6, 269, 000円減

【歳出の主なもの】

・事業確定に伴う減額

令和3年度古宇郡泊村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)…原案可決

歳入歳出それぞれ3, 661千円を減額補正し、総額63, 565千円としました。

「債務負担行為」とは

債務負担行為とは、一般家庭で例えると「ローン」にあたります。また、債務負担行為として議決した案件については、別途に予算計上され、議決されます。

「債務負担行為」と「歳出予算」の違いは？

- ①歳出予算は、その年度限りのものですが、債務負担行為は、後年度においても支出が予定されています。
- ②歳出予算は、予算とその支払い双方を認めるのに対し、債務負担行為は、ローンを組むことを認めるものです。債務負担行為として議決されたものは、あらためて、歳出予算に計上され、議決されます。

とまり 議会 だより

【歳入の主なもの】

- ・農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

1, 034, 000円減
 ・一般会計繰入金
 2, 627, 000円減

【歳出の主なもの】

- ・事業確定に伴う減額

令和3年度古宇郡泊村公共下水道事業
 特別会計補正予算（第3号）……………
 ………………原案可決

歳入歳出それぞれ16, 571千円
 を増額補正し、総額408, 062千
 円としました。

【歳入の主なもの】

- ・社会資本整備総合交付金（下水道事業）

12, 391, 000円増
 ・一般会計繰入金
 4, 180, 000円増

【歳出の主なもの】

- ・工事請負費の増額

追加議案

補正予算

令和3年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第6号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ20, 889千
 円を増額補正し、総額5, 135,
 070千円としました。

【歳入の主なもの】

- ・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金

20, 500, 000円増
 ・子育て世帯等臨時特別支援事業事務費補助金
 389, 000円増

【歳出の主なもの】

- ・財政調整基金積立金

13, 988, 000円減

- ・泊村灯油等購入助成金

13, 780, 000円増

- ・子育て世帯等臨時特別給付金

20, 500, 000円増



泊消防団出初式（令和4年1月7日：泊村公民館）

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方
 にお金や物を贈ることは、
 公職選挙法で禁止されて
 おり、有権者が求めても
 いけません。

ご理解をお願いします。



一般質問

滝本 一訓 議員

□社会福祉協議会でマスクの紛失について

滝本 一訓 議員

社会福祉協議会で

マスクの紛失に

ついて



皆さん、おはようございます。

社会福祉協議会でマスクの紛失について質問しますので、宜しくお願いを申し上げます。

社協で、千枚近いマスクが不明との話を聞き、このことで7月28日に滝本が話を聞きに社協事務局長を尋ねました。

デイサービスの備品として購入したマスクの紛失、このようなことがあってはならない話です。

村長、私にこういうことを言ってきたけれど、村として監督責任があるのではないですか、お伺いします。

高橋 村長

おはようございます。

それでは、滝本議員のご質問にお答え致します。

社会福祉協議会でのマスクの紛失についてであります。マスクを紛失した事実はありませんでした。

ただし、マスク購入が困難な時期であった、昨年1月末から2月上旬に、社会福祉協議会職員が、上司への相談もなく、在庫マスク

を同僚に貸し出し、一時的に流行した事実があり、マスクは、昨年3月に返却され、同月の社会福祉協議会の理事会において、貸し出した経緯や対応について協議をし、今後、誤解を招くことがないよう職員への指導を徹底するとともに、マスクの管理体制の是正を行ったとのことであります。

しかしながら、村がこの事実を知ったのは、今年の7月でありまして、1年以上経過しており、これについては、大変遺憾であり、今後、速やかな報告と管理体制について強く指導をしたところであります。

以上であります。

滝本 一訓 議員 (再質問)

社協の事務局長より、てんまつ書を見せてもらったと。

デイサービスセンターの備品であるにもかかわらず、自分勝手な判断で一部の職員に貸し出しをしていたという内容だと。

私への話では、社協でマスク泥棒がいて、マスクが紛失しても何のおとがめがないと聞きました。

好きな職員や知人に配っていたそうですが、マスクが店頭から消えた時期に行われた。

千枚近い数が不明のままと聞きました。

この話が、私に寄せられました。このようなことがあってはならない問題です。

村長、皆さんの運営をしている事実を知っていましたか。

社協に対する監督責任を村長はどのように考えるのか。

また、犯罪行為ではないですか、お伺いします。

高橋 村長

それでは、お答え致します。

もう1年以上の前のことですね、当時、社会福祉協議会においても、理事会で、この経緯は報告されですね、理事会の中で、職員にてんまつ書等を提出させて今後、このようなことがないように指導をしたというところでもあります。

村の管理体制ですけれども、このマスクがなくなつた事実もですね、村から在庫、マスクの在庫を確認するように、社協に、報告を出すようにした時にわかつたようでありまして、監督責任、マスク備品だとおっしゃってますけれども、マスクは消耗品であります。備品ではありません。

したがってですね、マスク1枚

1枚を村が管理するのかというふうになると、それはそうならぬんでないかなと。

ましてや、補助金で執行しているんであれば、社会福祉協議会が適正に執行するのが筋であって、それをいちいち村が、マスク1枚1枚監督することはないのかなと。そこはあくまで、補助をもらっている側の責任でしっかりと執行していただくということが基本であると思いますので、今後も、このようなことがないように、しっかりと適正な執行をしていただきたいなと思っております。

滝本一訓議員(再々質問)

その泥棒は、職員を指導する立場の男性職員で、マスクは職場で使用するものなのに私物化している。

このことは、社協で問題になったはずだと。逆に、真相を求めた職員が、退職する事態になったという聞きま

した。社協事務局長の話では、反省し日々チェックをしているという話だが、てんまつ書だけで済まされることではない。

何らかの処分が必要だと。

社協でね、マスクの私物化、泊村役場全体がどうなっているのでしょうか。

村長、こんなことでいいんですか。また、役場は監督責任があるので、このことについてしっかりと調査をし直すべきではないですか、お伺いします。

高橋村長

しっかりと調査をすべきではないかと。

それはもう社協の方でね、調査済みで、理事会でも、協議されておりましてね、それはもう、村も1年経過した後には報告を受けておりますので、それは先程お話ししたとおり、今後速やかな報告と管理体制について、しっかりとやっていただきたいというふうに指導したところであります。以上です。それと、何か職員が退職に追い込まれるとか、そういう事実のない発言は控えていただきたいと思います。以上です。

滝本一訓議員

議長、3回目で終わりなんだけど、犯罪行為ではないですかって言ったことに対して答えてないんだけど、お願いします。

宇留間議長

そこに答弁漏れということ、村長、お願いします。

高橋村長

犯罪行為であればですね、警察に告発するなり何なりしていただければと思います。以上です。

滝本一訓議員

議長、終わります。

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付票に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。臨時会は、必要に応じて随時開きます。

◎ 新型コロナウイルス感染防止のため傍聴される場合は、次のことにご協力をお願いします。

- 議場への入場時に出入り口に設置しております消毒液を活用し、手指の消毒をお願いします。
- 議場では、マスクの着用をお願いします。

意見書の提出

12月定例会において次の意見書等を議決し、地方自治法の規定により、関係機関へ提出しました。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

北海道内では、定期的に行われている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっております。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきております。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねません。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させております。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせております。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望致します。

記

1. カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。
2. 海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
3. 被害対策の策定と支援を行うこと。
4. 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
5. 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
6. コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

【提出先】 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣
国土交通大臣・厚生労働大臣・環境大臣

議会 日誌

令和3年11月1日～
令和4年1月31日

11月

- 3日 第56回泊村功労者表彰式
(宇留間議長他各議員出席)
- 5日 例月出納検査
(沼畑・鎌田監査委員)
- 8日 令和3年第2回岩内地方衛生組合議会定例会
(岩内町 飯田・滝本議員出席)
令和3年第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会
(岩内町 三浦議員出席)
- 9日 後志町村議会議長会役員会・臨時総会
(二七〇町 宇留間議長出席)
- 16日～17日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会
(東京都 宇留間議長出席)
- 24日 後志町村議会議員研修会
(二七〇町 吉田副議長欠席)

12月

- 1日～2日・6日 令和3年度村政懇談会
(各地区集会所 各議員出席)
- 2日 議会運営委員会 (全委員出席)
- 7日 例月出納検査
(沼畑・鎌田監査委員)
総務経済常任委員会
(吉田副議長欠席)
- 10日 第4回泊村議定会定例会 (開会)
(結城議員欠席)
- 14日 第4回泊村議定会定例会
(再開・閉会) (全議員出席)
総務経済常任委員会
(全委員出席)
- 24日 北海道電力(株)真弓会長・藤井社長外来庁 (宇留間議長出席)
- 27日 令和3年第2回岩内・寿都地方消防組合議会臨時会
(岩内町 三浦議員出席)

1月

- 7日 令和4年泊消防団出初式
(宇留間議長他各議員出席)
- 9日 令和4年泊村成人式
(宇留間議長他各議員出席)
- 14日 例月出納検査
(沼畑・鎌田監査委員)
- 26日 第1回臨時会
議会だより編集委員会

お願い

行事案内など、議長宛の文書は
議会事務局へお届け願います。

編集後記

「議会だより」第183号をお届けいたします。

今回は、令和3年第4回定例会について編集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動もご理解を深めていただきたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がございましたら、遠慮なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文宣
吉田 茂樹
三浦 弘文
長尾 透